

# 吹田市市民公益活動の促進に関する基本方針

平成 19 年（2007 年）3 月

はじめに

市民ニーズが多様化し、個別化していく中で、より豊かな市民生活を築くためには、行政や企業だけでなく、柔軟性、独創性を持ったボランティアやNPOなどの市民公益活動が社会的な役割を担っていくことが必要となっています。

吹田市では、ボランティアやNPOなど公益的な活動を行っている市民や団体が、社会サービスの供給主体として、また、地方自治の担い手として、様々な活動を行い、市などと協働してともに支え合う社会をつくっていくことが重要であると考え、市民公益活動の促進についての基本的な考え方や、施策の進め方を示す「市民公益活動の促進に関する基本方針」を作成しました。

なお、基本方針は、吹田市市民公益活動審議会（平成14年7月、吹田市市民公益活動の促進に関する条例に基づき設置）からの答申を踏まえて作成しました。

## 目 次

I	市民公益活動促進の基本的な考え方	1
1	市民公益活動の概要	1
(1)	市民公益活動が広がってきた背景	1
(2)	市民公益活動の定義	1
2	市民公益活動の特性	1
3	市民公益活動の社会的意義と役割	2
4	市民公益活動をめぐる現状と課題	2
(1)	市民公益活動の現状と課題	2
(2)	企業等の社会貢献活動の現状と課題	2
5	市民公益活動の推進と行政との協働促進	3
(1)	市民公益活動における行政との協働促進に関する原則	3
(2)	協働促進策の推進にあたっての課題	4
(3)	市民公益活動の今後の方向性について	4
II	市民公益活動の促進に関する基本的な施策	5
1	市民公益活動の場所の整備に関すること	5
(1)	新たな市民公益活動支援拠点整備の必要性	5
(2)	市民公益活動支援施設の整備について	5
ア	市民公益活動支援拠点施設について	5
イ	市民公益活動支援地域拠点施設について	5
2	市、市民等及び市民公益活動を行う者の相互間の連携及び交流に関すること	5
(1)	市民公益活動団体と行政、企業、市民をつなぐ仲介機関の必要性	5
(2)	市民公益活動団体と企業などの連携・交流について	6
3	市民公益活動に関する情報の収集及び提供に関すること	6
4	市民公益活動を行う者の能力の向上に関すること	6
5	市民公益活動団体に対する助成に関すること	7
(1)	市民公益活動の活性化を促す補助金の創設について	7
ア	補助金創設の意味	7
イ	補助金創設にあたっての留意	7
(2)	市民公益活動を支える支援基金の創設について	7
(3)	市民公益活動団体に対する事業委託について	8
ア	市民公益活動団体に事業委託を進める理由・意味	8
イ	市民公益活動団体に事業委託を優先させる領域	8
ウ	市民公益活動団体に事業委託を進めるにあたっての課題	9
III	市民公益活動促進のためのその他の環境整備	10
1	市民公益活動促進のための行政組織体制と職員意識改革	10
2	公共施設の利用についての課題	10
3	共催・後援の推進	10
4	市民公益活動を支える保険制度の創設について	10

## I 市民公益活動促進の基本的な考え方

### 1 市民公益活動の概要

#### (1) 市民公益活動が広がってきた背景

阪神・淡路大震災以降、市民による営利を目的としない市民公益活動が広く認識されるようになりましたが、市民ニーズが多様化・個別化していく中で、より豊かな市民生活を築くためには、行政や企業だけではなく、市民公益活動団体が社会的役割を担うことが求められています。

これまでの市民公益活動は無償のボランティア活動が中心でしたが、平成10年（1998年）に特定非営利活動促進法（NPO法）が制定されて以降、このNPO（Nonprofit Organization、民間非営利団体）の捉え方が普及し、有給の専従スタッフを確保して、活動を事業化するという形態も広がってきています。

#### (2) 市民公益活動の定義

吹田市市民公益活動の促進に関する条例（平成14年3月29日条例第8号）において、市民公益活動は市民が自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動（ただし、宗教活動や政治活動等は除く。）と定義し、市民公益活動団体は市民公益活動を行う者の団体であって、主として市内を活動地域とするものと定義しています。

言い換えれば、市民公益活動は市民の自主的な参加によって行われる活動のうち、地域における活動で不特定かつ多数の利益を目的とする活動であり、市民公益活動団体は法人格の有無を問わず、主として市内を活動地域として市民公益活動を行う団体やボランティアグループをいいます。また、自治会などの地縁団体や、会員相互の親睦を目的とする同窓会やクラブなどの共益団体も、市民公益活動を行う場合は活動内容に着目して広く市民公益活動団体の対象としてとらえます。

### 2 市民公益活動の特性

市民公益活動の長所として、市民それぞれの得意な、あるいは関心を寄せるテーマに集中して取り組むことができる多彩さがあること、個々の事情や状況に応じた柔軟性のある対応が容易にできることから、災害時などには極めて機動的な活動が可能です。「私が手伝いましょう」と自発的に行動を起こせば、目の前の課題にすぐに対処できる機動性を持っています。また、自己責任の下で、必ずしも採算にとらわれない面をもつので、創造的な活動を展開することも容易で、限られた資源を有効に活用して活動することにもなり、結果的に企業に似た形での活動の“効率性”を持つ場合が多くあります。

現実の暮らしの中から生まれる市民公益活動は、企業にも似た「民間活力」を持っているといえ、「このままではいけない」「放っておけない」という改革意欲は、起業家精神にもつながる開拓性と活力の源だといえます。

このように市民公益活動は、自発的活動であるがゆえに様々な長所を持っていますが、自分

を起点として活動することから、結果として独善的な行為に陥ったり、「ここまですれば十分」というような基準がないため、問題をひとりで抱え込んでしまったりという危険性があります。

さらに、企業のように対価と交換でサービスを提供するわけでもないことから、恒常的に財政面での困難性を抱えており、「自発的」であることが反面、市民公益活動の弱点にもなっています。

### 3 市民公益活動の社会的意義と役割

少子・高齢化など社会経済構造が変化し、市民ニーズも多様化・高度化し、経済的な豊かさから心の豊かさ、ゆとりなど、生きがいのある生活への志向が強まる中、市民公益活動団体も公的活動の共通の担い手として、個々の市民ニーズに対応した新しい社会サービスを提供することが期待されています。

また、テーマ型の市民公益活動団体が、地域の様々な課題に取り組む自治会などと協調することで、より豊かなコミュニティを築き、市民参画によるまちづくりの推進役としての活動も果たすことも可能になります。さらに市民公益活動が必ずしも採算にとらわれないことから創造的な活動の展開が容易で、このことが新しい事業の創造にもつながり、地域経済の活性化につながる力を発揮することにもなります。

自己実現の場として、個人が市民公益活動に参加することを通じて、生きがいと社会使命を見出し、一人ひとりの力が社会的課題の解決に重要な役割を担っていくことにつながります。

### 4 市民公益活動をめぐる現状と課題

#### (1) 市民公益活動の現状と課題

本市では、平成 12 年（2000 年）に市内の市民公益活動団体などにアンケート調査を行いました。その中で団体の共通する課題として、運営のノウハウ、人材不足、活動資金不足、活動拠点などがあげられています。これらは単独の団体では解決の方法すら見えてこないことも多く、分野を超えた個々の活動を横断的に支える専門的な支援組織が必要になってきています。

さらに、個別課題解決の活動だけでなく、分野横断型の活動が重要になるに従って、各個別の活動を支援しながら総合的なコーディネートができる組織が必要になってきています。

また、市民公益活動を行う者や団体の活動が継続・発展していくためには、活動に対する各種の支援も必要になっていきます。

#### (2) 企業等の社会貢献活動の現状と課題

企業等の事業所も地域の構成員として大きな役割を担っており、多くの企業は地域活動に参加、協力して地域の活性化に貢献しています。また、これまでは寄付や活動助成などの資金や物の提供が中心でしたが、企業のもつ事業計画や企画立案のノウハウ、マンパワーなど期待される支援の内容は多様化しています。

一方、企業からすれば、市民公益活動とのつながりが深まることにより、企業のイメージ

アップ、市民の新しいニーズをつかむ、あるいは企業自身の新たな価値観を生むといった可能性を含んでおり、市民の理解が得られて地元のファンづくりができれば大きなメリットになります。

このため、企業が蓄積してきた豊富な経験が市民公益活動に提供できるように、情報提供と情報の交流が図れる仕組みづくりが必要になっています。

なお、企業経営において、CSR（Corporate Social Responsibility・企業の社会的責任）の重要性が指摘されるようになってきています。これは、従来の経済的・法的な企業責任を大きく超えた概念にまで広げた社会的側面からみた企業評価で、具体的かつ実効性のある行動をとることの重要性が増してきており、本市でもこうした動きを踏まえ、企業の社会貢献活動を積極的に広報することも必要になっています。

また、本市には多くの大学が存在し、公開講座の開催、大学祭での施設開放、市民と留学生の交流プログラムなど地域との交流が行われています。大学は、社会的背景の変化に伴い、地域の産業振興や文化振興など地域に必要とされる大学へ変身しようとしています。そのためには、大学が地域と交流を通じて貢献していく必要があります、さらに、大学の社会貢献の一形態として、産官学連携の推進も一層求められています。

## 5 市民公益活動の推進と行政との協働促進

### (1) 市民公益活動における行政との協働促進に関する原則

これからの地域社会においては、行政とともに市民、市民公益活動団体、企業等の連携と役割分担による効率的・効果的な問題解決、公共サービスが求められており、「協働」という関係構築が重要課題になっています。

市民公益活動を行う者と行政は、公共的な課題解決に取り組む者同士として、双方の長所を活かしあう形で連携する「協働」の関係を築き、これによって、全体として公共サービスの質を向上するという施策を進める必要があります。この「協働」といえる関係になるためには、次の5点の原則に基づき、両者が「協働」を推進していかなければなりません。

#### ア 対等の原則

市民公益活動団体と行政は、それぞれがその特性に応じて責任を分担しながら、各々の自由な意志に基づき「協働」します。また協働を進める上で、企画段階からの市民の意見集約ができる環境整備が必要です。

#### イ 公開の原則

市民公益活動団体と行政は、外からよく見える開かれた状態であることが必要です。そのため両者の基本的事項に関する情報が公開され共有され、一定の要件を満たせば誰もが参入できることが「協働」には欠かせない条件です。

#### ウ 自主性確保と自立化推進の原則

市民公益活動の特性・長所を活かすには、団体の自主性・主体性が確保された上で、自立して事業を展開できることが必要です。そこで、市民公益活動団体がさらに自立を進め、協働できるだけの力量を蓄え、依存や癒着関係に陥らない促進策とすることが重要です。

## エ 相互理解と相乗効果の原則

市民公益活動団体と行政相互の特性を十分認識・尊重し、目標等の共通理解を深めた上で、促進策の展開を通じて、両者が単独・独立に事業を進める以上の相乗効果を生み出すよう努めることが必要です。

## オ 市民公益活動優先の原則

市民公益活動団体が得意とする活動分野の公共サービスについては、積極的に市民公益活動団体に委ねるなどの配慮が必要です。

## (2) 協働促進策の推進にあたっての課題

市民公益活動団体と行政の協働促進策を推進するにあたって市民公益活動団体、行政、企業が取り組むべき課題として次のようなものがあります。

行政は、協働するパートナーとして市民公益活動団体の理解と認識・位置づけを行い、これまでのような縦割りではない横断的な形での行政情報の公開をします。協働の目的や基準を明確にするとともに、その事業評価について、市民が参加する第三者機関に委ねるなどのシステムを確立する必要があります。

市民公益活動団体は、協働するパートナーとして行政との理解を深め、協働の事業を進めていく自立した組織を確立し、社会的認知を高めていくために積極的な情報開示と公共的な社会資源を活用する上で必要な説明責任を果たす必要があります。

企業等の事業所は、企業市民として、市民公益活動への積極的な参加を進めるとともに、市民、行政との協働の場を共有することが必要です。

自治会や青少年対策協議会、地区福祉委員会、体育振興協議会、防犯協議会などのように地域で結成される地域自治組織は、地域での様々な課題に包括的に取り組み、地域のコミュニティを支える存在になっており、一方、テーマ型の市民公益活動団体の中にも地域の新たなコミュニティ形成をめざすものも少なからず見受けられます。地域の社会的課題に取り組む組織として両者が協調し、それぞれの存在する意味や役割分担を確認し、対等なパートナーとしての協働関係を築いていく必要があります。

## (3) 市民公益活動の今後の方向性について

行政とともに市民、市民公益活動団体、企業等も公共政策の主要な担い手であるとの認識から、政策形成に市民、市民公益活動団体等も参画し、それぞれの連携と役割分担により、効率的・効果的な地域社会の問題を解決、あるいは公共サービスを創造し供給することが求められています。

参画の方法としては、政策の決定、実施、評価という一連の政策形成の各段階で市民、市民公益活動団体、企業などが参加できる「政策ラウンド・テーブル」（円卓会議）を開催するなど、それぞれの立場から自由に提案することで、政策問題の発見と確認、協働政策の実現が期待できます。

## Ⅱ 市民公益活動の促進に関する基本的な施策

### 1 市民公益活動の場所の整備に関すること

#### (1) 新たな市民公益活動支援拠点整備の必要性

本市の市民公益活動団体の活動は多分野にわたっていますが、資金、事務所、活動仲間の確保など共通の課題を抱えており、これらの課題に対処することを専門にする支援組織（中間支援組織）が必要になっています。

従来の支援組織や施設は、障害者や高齢者福祉など個別分野を支援するものであり、新たに総合的な市民公益活動の支援を行うにあたり、中間支援組織が常駐する場や資料収集、市民公益活動団体の運営・経営に関する相談など、専門的な支援がなされる「拠点施設」と、身近な地域にあり、使用しやすい地域密着型の「地域拠点施設」の整備も必要です。

#### (2) 市民公益活動支援施設の整備について

##### ア 市民公益活動支援拠点施設について

拠点施設は、市民公益活動を支援し、市民、市民公益活動団体、企業、行政との協働の場であり、駅前等の交通の便がよいところで、可能な限り市の北部と南部の2か所に施設整備を図ります。

市民が誰でも集える場所であり、市民、市民公益活動団体、企業、行政の連絡交流、情報提供の場としての機能を持つと同時に、相談事業や市民公益活動を行う者の能力向上の場となるようなソフト事業を展開し、市民公益活動団体の自立を支援する機能も必要です。このような機能を十分に果たすため、正確で新しい情報を提供できるコーディネーターと、さらに自立を支援するための設備として、事務所スペース、会議室・作業のスペース、交流のためのスペース、資料等保管スペース、印刷機・パソコン等の事務機器、メールボックスなどの整備を図ります。

施設整備は市が行い、管理運営のあり方については吹田市市民公益活動審議会の意見を求め検討していきます。

##### イ 市民公益活動支援地域拠点施設について

市民公益活動団体が地域で活動しやすいように、既存のコミュニティ関連施設や公共・教育施設の空きスペースなどを中心に、地域拠点施設の整備を図ります。そこでは活動のための会議や作業の場として使用できるスペースなどを確保します。

### 2 市、市民等及び市民公益活動を行う者の相互間の連携及び交流に関すること

#### (1) 市民公益活動団体と行政、企業、市民をつなぐ仲介機関の必要性

市民公益活動団体の多くは規模が小さいが、それぞれが独自の専門性を持って活動しています。しかし、人的な交流や、活動への参加、情報の交換などの点で行政や企業と十分連携を図られているとはいえず、市民公益活動団体が企業や市民の支援者との連携・協働を進めるうえでは「仲介機関」としての拠点の存在が重要となっています。そのため、「仲介機関」



の役割を担う組織の支援を行っていきます。仲介を専門に担う組織があれば、それぞれに個性的な要求を持ったものが、わずかなエネルギーを使うだけで、お互いの最適なパートナーをさがすことができます。

## (2) 市民公益活動団体と企業などの連携・交流について

市民公益活動団体と企業においては、すぐに資金的な支援要請が連想されますが、これでは対等なパートナーシップとはいえません。企業の開発する商品の設計に市民公益活動団体がタイアップすることや、開発した商品の普及に市民公益活動団体としても応援するという方法も模索すべきです。

また、ボランティア休暇の活用に加えて、企業人を市民公益活動団体に出向させる仕組みや、退職者を採用する仕組みを整備するといったことも考えられます。特にボランティア休暇制度については、制度はあってもあまり活用されていないのが現状で、休暇制度だけでなく、市民公益活動に関する情報が企業内で紹介されるなどの取り組みも並行して行われることも必要です。

そのほか、市民公益活動を行う者の問題意識の形成や政策立案の能力を高めるためにも、大学などとの交流を通じて専門的な知識や技術、人的ネットワークなどを活用していくことが必要で、加えて市在住の現役専門家や各分野で活躍した専門家等の専門的知識や経験を活用する必要があります。

## 3 市民公益活動に関する情報の収集及び提供に関すること

市民公益活動に関する情報提供として、市報すいたやホームページ、冊子などを利用して団体や団体が行う事業の紹介、また市民公益活動に関する助成制度などの各種支援情報の提供を行うとともに、積極的に外部からの支援を求めている団体などの活動情報を発信する場を提供します。

また、行政情報は、市民共有の財産であるとの認識に立って、市民との情報の共有化に向けた仕組みの構築を目指します。

市民公益活動団体も、機関紙の発行、ホームページの作成・更新や活動報告会などを定期的に行うなど活動内容に関する情報を、市民に対し積極的に開示する必要があります。

## 4 市民公益活動を行う者の能力の向上に関すること

個人として自発的にボランティア活動に参加していた人が、活動を続ける中で持続的な社会貢献の組織をつくろうと、意識的な活動目的を持ち経験を積み重ねることにより、独立した意志と責任を担える組織体になります。そうすると、その組織体は社会的な力を持ち、大きく社会に貢献することができます。

そのためにも市民公益活動を行う者の能力に応じた研修が必要であり、市民を対象にする市民公益活動に対する理解、認識を深めるための啓発や、市民公益活動団体を対象にする団体自身が力をつけるための団体運営にかかる研修や個別の専門分野での研修、交流会などの開催に

取り組みます。

## 5 市民公益活動団体に対する助成に関すること

### (1) 市民公益活動の活性化を促す補助金の創設について

#### ア 補助金創設の意味

市民公益活動の長所を活かすには、市民公益活動団体が独立・自立して事業を展開できることが必要で、市民公益活動団体自身が独自に努力する必要があります。しかし現状は、その立ち上げ時期においてはげい弱な場合も多く、団体の立ち上げ期の活動などを支えるため、補助金を整備すれば活動の自立・発展を大いに助ける面があります。

公的活動の共通の担い手である市民公益活動団体を積極的に支援し育てることは、市民公益活動の基盤を強化することとなり、さらに、地域に根ざした互いに助け合うことができるコミュニティづくりに寄与することにつながります。

#### イ 補助金創設にあたっての留意

補助金創設にあたっては、公募制など一定の条件のもとですべての団体が公平、公正に補助を受ける機会を得られる制度を整備します。

##### (ア) 補助金の性格

市民公益活動団体が自力で財源を作る力をつけていくことを促す配慮が必要であり、補助金の創設に当たっては、新規に事業を進める際の立ち上げを補助することや、すでに実績のある団体や規模の大きい団体よりも、創設から一定期間の立ち上がり期の補助等を中心とすること、補助金については支給期間を限定し、かつ徐々に減額するなどの方式を採用すること、全額補助は避け一定割合の自己負担を求めるなどの工夫を図ります。

##### (イ) 補助金の交付対象と審査基準

市民公益活動団体が取り組む事業に対する財政的支援であり、団体が自主的・自発的に事業提案することができる公募制による補助制度とすることが必要で、応募された事業が吹田市内を主な活動範囲としている活動であるか、補助を受ける団体が固定化していないかなどを審査したうえで補助対象事業に決定するなどの条件整備を行います。

##### (ウ) 補助金の審査、決定、評価

補助金の審査、決定及び評価については、公募市民等による第三者機関に委ねることで、市民参加による公平で自治意識を高める運用を図ることが必要で、審査の結果や不交付の理由も公開していきます。

また、補助金が有効に使われたかの検証と、事業成果や経験を交換する「報告会」を実施することで、市民公益活動全体の向上につなげていきます。

### (2) 市民公益活動を支える支援基金の創設について

市民公益活動を支え、活動基盤を強化するため、安定的、かつ継続的な資金的支援方策として支援基金があります。支援基金の創設方法としては、行政内部で基金を造成する行政内部基金方式と、行政から独立する形で外部に設立する公益信託基金方式があります。

しかし、基金そのものの独立性の担保や、設立当初に行政が大規模な基金拠出を行うことが

困難である昨今の財政事情から、広く民間からの資金確保が可能である公益信託基金方式が望ましいと考えられます。

公益信託は、公益活動のために自らの財産を提供しようとする個人や企業等が自らの財産を信託銀行に信託する方式で、信託銀行が定められた公益目的に従って、財産を管理・運用し、信託財産を取り崩して公益活動に活用するだけでなく、財産追加、公募による小口財産を集めて運営する方式も可能で、持続的に市民や企業等からの寄付も集めやすいなどの利点があります。また、行政から独立する形で、行政資金、市民寄付、企業寄付等からなる公益信託基金を設立することで、市民公益活動団体への安定的かつ継続的な助成を行うことが可能になりますので、今後、具体的な実施方法等の検討をしていきます。

### (3) 市民公益活動団体に対する事業委託について

行政が行う公共サービスの提供を市民公益活動団体に委ねる、「事業委託」という形態を活性化させる必要があります。

この場合、行政責任を明確化しつつ、市民公益活動団体もつ専門性や効率性などの特性を活かせる利点がありますが、市民公益活動団体には行政にとって代わるだけの専門性や安定性などが求められます。

#### ア 市民公益活動団体に事業委託を進める理由・意味

##### (ア) 市民自治、コミュニティ再生

市民が主体となって社会的課題に取り組みまちづくりを行う、本来のあるべき姿が必要となってきており、市民公益活動団体への事業委託は、市民自らが公共サービスを担い、行政と目的・責任・役割を共有することを意味し、事業を通じて市民自らが問題解決に取り組むことは、市民の自治意識、コミュニティ意識の向上につながります。

##### (イ) 公共サービスの質の向上、新しい公共サービスの創出

地域に密着して活動する市民公益活動団体は、地域における問題や住民ニーズを素早く把握することができ、その機動性を活かすことで、より柔軟で細やかな公共サービスの提供が可能になります。さらに、市民が新たな発想で考えることで、生活者、利用者側の視点を反映した新しいサービスが創出され、より根本的な解決策も期待できます。

##### (ウ) 市民公益活動団体の成長を促す「投資」的效果

市民公益活動団体への事業委託によって行政が行ってきた公共サービスへの市民公益活動団体の参画が促され、活躍できるフィールドも拡大できます。また、市民公益活動団体の財源確保と事業遂行能力が強化され、その成長を促す「投資」的效果も考えられます。

##### (エ) 地域経済への寄与

市民公益活動は、行政と同様に営利を求めない公共活動でありながら、地域に根ざした新しい産業、事業を生み出す可能性を持っています。

また、その事業を地域に定着させることで、市域内での雇用の拡大など、地域の経済発展にも寄与することになります。

#### イ 市民公益活動団体に事業委託を優先させる領域

事業委託をする場合、行政が直接実施するよりも、より市民ニーズを満たし、より良い成果を上げられるものでなければなりません。また、委託は行政責任のもとで事業を委ねるも

のであり、市民が自主的に取り組むべきことまでも委託事業とするものではありません。市民が担うべき領域、行政が担うべき領域は時代によって変化するもので明確に区切りができるものではありませんが、公共サービスにおける行政と市民の役割分担という視点に立って、随時事業を見直すことが必要です。また、市民公益活動がその特性を発揮する領域が幅広いものであることから、特定の分野に限らない多様な事業委託の検討を進めていきます。

#### ウ 市民公益活動団体に事業委託を進めるにあたっての課題

##### (ア) 事業委託ルールの明確化

市民公益活動団体への事業委託においては、市民と行政との協働も含めた総合的な方向性を示した上で、全庁的な取り組みの中で事業委託を進めるべきで、その公正、透明性を確保するため、委託事業選定や委託先選定の基準、契約方法などのルールを明確にしていく必要があります。そのためにも「市民公益活動団体への事業委託マニュアル」を作成するなどにより、行政内部に浸透させ積極的に市民公益活動団体への事業委託を行う体制づくりと職員の意識の改革を図るとともに、市民への理解を深めていくことに努めます。

##### (イ) 事業委託における現行制度などの課題

本市の市民公益活動団体には、専門性、特殊性は持ちながらも、企業と比べると規模が小さく、受託能力を持つ団体は少ないのが現状です。このため、事業委託する際には、市民公益活動団体の財政の弱さをカバーするような方法を考慮することも必要です。

##### (ウ) 企画段階からの公募

市民公益活動団体が持つ知識や経験、情報等を十分に発揮できるよう、企画段階から事業に参画できる「企画提案方式の委託事業」の実施に取り組みます。

また、新たな課題や行政では取り組みにくい事業を市民公益活動団体から公募し、委託事業として実施していくことは、市民側からの政策提言が透明性を保ちながら行政の事業として活かされる方法にもなります。

##### (エ) 登録制度の導入

受託意思のある市民公益活動団体を登録し、それを委託の条件にするなどの登録制度を導入することで、行政側からはそれらの団体を把握でき、さらに委託情報の提供ができます。

##### (オ) 総合的な審査、評価制度の導入

事業や委託先の選定にあたっては、選定委員会を設置するなど、特定の団体に偏らない客観的な判断で行わなければなりません。また、市民公益活動団体としての成果を事業全般から検証・評価することも大切であり、今後の行政施策に反映できるような審査、評価システムの導入を検討します。

### Ⅲ 市民公益活動促進のためのその他の環境整備

#### 1 市民公益活動促進のための行政組織体制と職員意識改革

行政自身が解決すべき課題として、市民公益活動の特性を活かした協働関係を構築するためのシステムの整備があり、部局ごとに行われている市民公益活動との連携や協働の促進を、全庁的な視野に立って調整推進する組織の構築を図っていきます。

「市民公益活動の特性を活かした協働施策」は新しい考え方によるものであり、行政職員の中にはまだ市民公益活動に対する理解が浅い場合があります。しかも市民公益活動の特性を活かした協働施策を具体的に実行するのは各部署の個々の行政職員であり、その意味で、市民公益活動団体と施策を進める行政職員に対する研修や、さらに、市民公益活動団体との日々の対話など団体活動等を知る機会を設定していきます。

#### 2 公共施設の利用についての課題

市民公益活動団体にとって既存の施設、設備が安価に使用できれば、市民公益活動は活性化されやすいと考えられます。実際に、現在活動している団体の中には市民会館やコミュニティセンターなどを日常の活動、作業、会議の場として利用している団体も多く見られます。しかし、市の施設は福祉、国際交流、生涯学習など個別の目的で設置されたものが多く、利用対象団体に制限があるなど、市民公益活動団体にとっては利用しにくい実態もあります。

市民公益活動団体がさらに使いやすくするためには「いつでも、どこでも行政の施設を利用できる」ことを基本にして、施設の使用ルールなど利用にあたり統一した基準の整備に努めます。

#### 3 共催・後援の推進

市民公益活動を活性化するためにも、市の共催事業は、積極的に市民に参画を求めるとともに、企画段階から市民が参画できるようにすることが必要で、後援事業も、できる限り多様な公益性を認め、積極的に後援を行うことも必要であり、今後、共催・後援事業の推進を図っていきます。

#### 4 市民公益活動を支える保険制度の創設について

本市の市民公益活動団体の活動は、多分野にわたって展開されていますが、市民が安心して活動に参加できるよう、団体活動中の事故に備える保険制度を整備します。